

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する被扶養者の方へ

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する被扶養者の方の収入確認の特例について、「いばらき共済」令和3年9月号(No.331)にてお知らせしましたが、厚生労働省通知に基づき、対象期間が令和4年9月末まで延長されることとなりました。



【対象期間】

- 令和3年4月から令和4年9月末まで(ワクチン接種の実施期間)
※令和4年9月の賃金が10月に支給された場合も特例措置の対象となります。

いばらき共済
令和3年9月号
(No.331)
掲載記事



◆ 特例対象者以外の方について ◆

今後も、新型コロナウイルス感染症の影響が原因で一時的に収入が増加し認定基準額を超えてしまった場合(収入月額が3ヵ月連続または3ヵ月平均して月額108,334円以上となった場合や、収入年額が130万円を超えた場合)でも、過去の収入および今後の勤務状況等を勘案し、直ちに資格取消とはしませんが、認定基準額超過期間については個別に判断しますので該当した場合は当組合までご連絡ください。

令和4年度

任意継続組合員の掛金率・平均標準報酬月額について

令和4年度の任意継続組合員の掛金率と平均標準報酬月額が決定しましたのでお知らせします。また、参考として、平均標準報酬月額で算定した場合の任意継続掛金をお知らせします。

●任意継続掛金率および平均標準報酬月額

	任意継続掛金率		平均標準報酬月額
	短期掛金率	介護掛金率	
令和4年度	87.2/1000	17.64/1000	380,000円
令和3年度	87.2/1000	17.7/1000	380,000円

- 平均標準報酬月額とは、毎年9月30日現在の全組合員の標準報酬月額の平均額です。

●令和4年度任意継続掛金額

(平均標準報酬月額で算定した例)

短期掛金1ヵ月分……
33,136円(380,000円 × 87.2/1000)
介護掛金1ヵ月分……
6,703円(380,000円 × 17.64/1000)

- ※任意継続掛金の算定方法は、「いばらき共済」令和4年1月号(No.333)10ページをご参照ください。

	払込方法(前納)	短期掛金	介護掛金	合計
令和4年3月末 退職者 掛金納付期限：4月20日	6ヵ月払	197,201円	39,891円	237,092円
	12ヵ月払	390,573円	79,008円	469,581円
任意継続組合員 更新者 掛金納付期限：3月31日	6ヵ月払	196,558円	39,761円	236,319円
	12ヵ月払	389,298円	78,750円	468,048円

- 任意継続掛金の払込方法は、加入する際に「6ヵ月前納」(年2回払い)または「12ヵ月前納」(年1回払い)のいずれかから選択していただきます。
- 令和4年3月末に退職する方と任意継続組合員を更新する方は、納付期限(前納率)が異なるため、掛金額に差が生じます。

お問い合わせ先 医療健康課 TEL 029-301-1413